

◆◇
エコ通勤メールマガジン 特別号(2024.5.22)

発行:エコ通勤優良事業所認証制度事務局
(国土交通省大臣官房参事官(交通産業)及び
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団(エコモ財団))

◆◇
エコ通勤メールマガジン特別号を発行いたしましたので、ご連絡いたします。

「エコ通勤メールマガジン」は、
「エコ通勤優良事業所認証制度」の認証登録事業所を対象に
エコ通勤に関する情報を提供することを目的として、
エコ通勤優良事業所認証制度事務局(国土交通省及びエコモ財団)より配信するものです。

◆◇主な内容◆◇

- Web 申請もできるようになり、一部様式も改定しました【エコ通勤優良事業所認証制度事務局】
- 共同申請の申請書類を簡素化できるようになりました【エコ通勤優良事業所認証制度事務局】

=====

●Web 申請もできるようになり、一部様式も改定しました【エコ通勤優良事業所認証制度事務局】
エコ通勤優良事業所認証制度事務局(国土交通省・交通エコロジー・モビリティ財団)では、
Web 申請フォームを公開しました。現在、申請受付等につきましては、紙ベースにより行っているところですが、事業所の申請手続等の負担軽減のため、Web による申請受付を開始しました。Web 申請の対象は、全ての申請書類(新規申請、定期報告、更新登録、登録変更)で、当面は「様式アップロード版(今までと同じ書類を電子ファイルでそのままアップロードするもの)」のみの運用します。今後は「フォーム入力版(フォーム内で必要情報を直接ご入力いただくもの)」も追加予定です。あらかじめ用意する書類等がありますので、詳しくは「エコ通勤優良事業所認証制度 Web 申請操作マニュアル」をご覧ください。

・エコ通勤優良事業所認証制度「Web 申請」ページ

<https://www.ecomo.or.jp/environment/ecocommuters/submission.html>

また、定期報告・更新登録時にアップロードが必要な「実績報告時添付資料チェックシート」については、より分かりやすくなるよう、新たな様式に改定し、その様式等を定めた「エコ通勤優良事業所認証制度実施要綱」や「エコ通勤優良事業所認証制度実施要領」も改定しました。

・エコ通勤優良事業所認証制度「申請書等ダウンロード」ページ

<https://www.ecomo.or.jp/environment/ecommuters/application.html>

なお、Web 申請の運用開始後 2 年間ににつきましては、システム上の不具合等による申請漏れを防ぐため、現在の紙ベースによる運用も並行して実施します。新様式への移行期間も 2 年間で想定しています。

申請から認証・登録までの流れ



Web申請フォームの例(定期報告)

The screenshot shows the 'エコ通勤優良事業所認証制度 (定期報告)' (Eco Commuting Excellent Business Office Certification System (Periodic Report)) form. It includes a title, a description of the report, and a section for '【様式5】エコ通勤取組み実績報告書' (Form 5: Eco Commuting Implementation Achievement Report). A blue callout box highlights that the form allows for '申請書の記載内容をWebフォームで入力' (Inputting application form content into the Web form) and is 'よくある質問や間違えやすい箇所を補足' (Supplementing common questions and error-prone points).

● 共同申請の申請書類を簡素化できるようになりました【エコ通勤優良事業所認証制度事務局】

エコ通勤優良事業所認証制度では、本店と各支店のように、同一法人の事業所であり、本店と各支店がともにエコ通勤を実施している場合等は、代表事業所(本店)が他の事業所(支店)と一括して共同申請することができます。「エコ通勤プラン」及び「取組みを証明する添付書類」について、これまで同一法人であっても本店等、支店等でそれぞれ提出していただいておりましたが、今回、Web 申請への対応と併せて、共同申請の場合は省略できるよう様式を改定しました。

具体的な提出書類については、「エコ通勤優良事業所認証制度 Q&A」の問 13、問 14 をご覧ください。(<https://www.ecomo.or.jp/environment/ecommuters/data/Q&A.pdf>)

また、同時に、新規申請時、定期報告時、更新登録時、登録変更時に共同申請事業所(支店等)の様式を支店等でそれぞれ作成しなくても、一覧として入力できる「共同申請事業所一覧」をダウンロードできるようにしました。

・エコ通勤優良事業所認証制度「申請書等ダウンロード」ページ

<https://www.ecomo.or.jp/environment/ecommuters/application.html>

なお、簡素化前の様式(今までと同じ申請内容)でも受け付けは続ける予定です。

共同申請事業所（支店等）で省略できる書類（代表事業所のみ提出）

■ エコ通勤プラン

■ 取組みを証明する添付書類

新規申請 登録更新

⑤ エコ通勤プランの提出

様式2 エコ通勤プラン

1. 通勤の現状
 通勤交通の現状をふまえた通勤の課題や、現在の取組み等について記述してください。

2. 取組みの目標
 今年（2年次年度）のエコ通勤の取組みの目標について記述してください。

3. 今後の取組み
 今年（2年次年度）上記目標の達成のために実施する取組みの内容について記述してください。

新規申請 定期報告 登録更新

⑤ エコ通勤に関する具体的な取組みを実施していること

実績報告書添付資料チェックシート

○エコ通勤に関する取組みについて、新規登録申請時に申請した項目と実績報告書時までに実施した（している）項目について、それぞれ「○」を記入し、実施を取り止める取組を併記してください。なお、過去に実施した取組と異なるものを併記する場合は、「新規」を記入してください。

取組項目	実施	併記	添付する資料の種類
1. コミュニケーション・アンケート			記入済みのアンケート票、調査資料・集計結果、分析結果
2. 「エコ通勤の呼びかけ」と「その他のエコ通勤に関する取組み」を並記			添付資料の「A.」以降「B.」以降、かつ「C」以上併記
3. その他			添付資料の「A.」以降「B.」以降
A. エコ通勤の呼びかけ			添付する資料の種類
A-① パンフレットやメールの配布・配布			配布したパンフレット、メールの配布・配布結果
A-② 社内交通の規制を規制			配布・配布した規制表や規制結果、パンフレットの配布結果など
A-③ 研修会の実施			研修会での配布した資料
A-④ その他			
B. その他のエコ通勤に関する取組み（「A. エコ通勤の呼びかけ」以外の取組み）			添付する資料の種類
B-① エコ通勤に関する取組みの導入			
B-② マイカー通勤の減少（一室の乗員に限定する場合あり）			社内研修の写し、研修結果の写し
B-③ 働き方改革の導入			社内研修の写し
B-④ 就業時間短縮の導入			社内研修の写し
B-⑤ その他			
C. 自転車通勤の取組み			
C-① 自転車通勤者への自転車制度の導入			社内研修の写し
C-② 自転車通勤者の確保			社内研修の写し
C-③ レンズサイクルの導入			社内研修の写し、自転車点検表
C-④ 自転車通勤者向けの更衣室やシャワールームの設置			更衣室、シャワールームの写し
C-⑤ その他			
D. 自転車通勤の取組み			
D-① 自転車通勤者の確保			社内研修の写し
D-② その他			
E. その他			
E-① 自転車通勤者の確保			社内研修の写し
E-② その他			
F. その他			
F-① 自転車通勤者の確保			社内研修の写し
F-② その他			



発行: エコ通勤優良事業所認証制度事務局

(国土交通省大臣官房参事官(交通産業)及び
 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団(エコモ財団))

エコ通勤ポータルサイト: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000073.html
 認証制度 HP: https://www.ecomo.or.jp/environment/ecommuters/ecommuters_top.html

<お問い合わせ先> エコ通勤優良事業所認証制度 事務局 メールマガジン配信担当
 (公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団) 担当 内藤

E-mail: ecommuters-news@ecommo.or.jp TEL: 03-5844-6268 FAX: 03-5844-6294
 バックナンバー閲覧: <https://www.ecomo.or.jp/environment/ecommuters/mailmagazine.html>

※ 配信先の新規登録・変更希望の場合は、登録事業所名、配信先担当者の所属部署、
 役職、氏名、E-mail をお知らせください。ただし、対象は認証登録事業所です。